

就農に向けた行政別支援事業

深川市

※詳細については深川市各支援の要領・要綱を確認

事業名称	主な要件等	交付額等
深川市新規就農者確保対策事業 【就農支援資金助成】	20歳～45歳以下 1. 受入農家で2年以上研修し独立就農した者(親族経営は除く) 2. 市内の受入農家等や(株)深川未来ファームで概ね2年以上研修後に就農した者 3. 農家等で2年以上従業員として農業に従事し農業経営者となった者	200万円／農業経営開始時 100万円※／農地所有適格法人 構成員(役員登用) ※出資額のいずれか低い方
【研修奨励費助成】【指導者金助成】 ※本研修生or受入農家の(選択制)	市内の受入農家等や(株)深川未来ファームで研修し就農に関する研修を行う者	3万円／月額(最大24ヵ月)
【住宅の提供、斡旋】	市が保有する住宅を無償貸与(研修決定後)	
【家賃助成】	月額家賃の2分の1を助成	助成額上限2万円/月(最大24ヵ月)

就農に向けた行政別支援事業

雨竜町

※詳細については雨竜町各支援の要領・要綱を確認

事業名称	主な要件等	交付額等
雨竜町新規就農者育成事業 【研修手当】 【住宅料補助】 【就農支援資金助成】 【農地・施設・機械等の取得関係】	45歳以下 自立して農業経営するまでの間、農業研修等により営農技術を習得しようとする者 雨竜町内の住宅に入居し、その住宅料のうち2分の1の額を助成(研修期間含む) 青年就農計画の認定を受け、就農開始後3年を経過した者 1. 借受農用地の賃借料の半額助成 2. 就農開始後、農用地等、経営に係る取得に対し、固定資産税相当額を助成 3. 農用地、施設等を取得導入するため借入した農業関係制度資金償還利子助成	10万円以内／月額(最大24カ月) 1. 5万円／月額(最大36カ月) 150万円／就農3年後 最大10年間 経営開始後5年間 1%以内を12年間助成(金額上限あり)
うりゅう農業後継者未来応援金事業 【就農支援資金助成】 【就農・就学・生活支援】	45歳以下 1. 農用地、農業機械等の取得購入に要す経費に対し、取得費の50%限度に助成 2. 就農、就学期間の生活支援 3. 技能免許の取得に係る経費 4. 就農を目的とする大学等への進学に対し、学費等経費	※合算限度額150万円 150万円以内 5万円以内／月額(最大24カ月) 取得費100%以内 学費等経費100%以内
雨竜町農業短期研修生受入事業 【研修手当】 【宿泊費助成】	20歳～45歳以下 町内の宿泊施設の利用	研修期間は、1週間を基本 3500円／日額 宿泊費無料

就農に向けた行政別支援事業

北竜町

※詳細については北竜町各支援の要領・要綱を確認

事業名称	主な要件等	交付額等
北竜町新規就農者誘致特別措置条例 【住宅家賃助成】(研修生) (認定新規就農者) 【住宅修繕等助成】 【農用地等賃借料助成】 【経済支援助成】 【経営自立安定助成】 【利子補給助成】 【ハウス助成】 【営農実習支援助成】 【ひまわりバンク育成基金】 【就農支援助成】	22歳～45歳以下 研修期間中の住宅家賃の1/2の額を助成 居住用として購入した中古住宅の修繕・増築・改築等に係る費用の1/5を助成 賃貸契約をした農地の賃借料の1/5を助成 取得した農用地等に係る固定資産税相当額を交付 農用地等の取得に際して借入した制度資金の1/10を助成 農用地、施設等を取得導入するため借入した農業関係制度資金償還利子助成 メロン・すいかの栽培ハウスに対し助成(導入資材、設備に対し各要件あり) 研修生を受入れし営農技術等を指導した農家に助成 就農後、満2年を経過し、定着が確実と認められる者に対し就農奨金を支給 就農研修期間(2年)を経て、新規就農者として独立営農を開始するもの(親族経営は除く)	1万円/月額 上限250万円 5年間 経営開始後3年間 借入翌年度から5年間(上限250万円) 2%超過分を5年間助成(金額上限あり) 事業費の30%.50%(別途JA助成制度あり) 10万円/月(研修期間中) 60万円(50歳未満まで) 60万円/農業経営開始時
北竜町農業体験実習生受入	18歳～40歳以下 農業体験宿泊施設あり(無償)、作業着等の貸与あり、日当支給あり	4月～10月の期間で原則1ヶ月以上 8100円/日額

就農に向けた行政別支援事業

幌加内町

※詳細については幌加内町各支援の要領・要綱を確認

事業名称	主な要件等	交付額等
幌加内町新規就農者誘致特別対策事業	23歳～60歳以下	
【就農支援資金助成】	受入農家で2年以上研修し独立就農した者(親族経営は除く)	300万円/農業経営開始時
【技術習得資金】	自立して農業経営するまでの間、農業研修等により営農技術を習得しようとする者	7万円以内/月(最大24カ月)
【指導者謝金】	研修生を受入れし営農技術等を指導した農家に助成	1万円以内/月(研修期間中)
【利子補給助成】	農用地、施設等を取得導入するため借入した農業関係制度資金償還利子助成	5年間助成(全額)上限あり
【農地・施設・機械等の取得関係】	借受農用地の賃借料の半額助成	経営開始後5年間
	就農開始後、農用地等、経営に係る取得に対し、固定資産税相当額を助成	経営開始後5年間